

議

長 休憩を解いて再開いたします。

(14時40分)

休憩中に、総務文教常任委員会委員長より委員会報告書の提出がありましたので、配付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

では、事務局お願いいたします。配付漏れございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、追加日程第3「議案第37号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(総務文教常任委員会報告)」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長

松田町議会議長 平野由里子殿、総務文教常任委員会委員長 南雲まさ子。

総務文教常任委員会報告書。

本委員会は6月5日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和7年第2回議会定例会において付託された議案第37号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記

1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。町長、参事兼総務課長及び関係職員出席のもと、詳細な説明を受け、質疑を行い、慎重に審査しました。審査の結果、適正なものであると判断しました。

なお、再発防止に努め、信頼回復に取り組まれます。

私のほかにも委員がおりますので、発言することをお許しください。以上です。

議

長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

8 番 田 代

1点だけ質問させていただきます。報告書の2、審査の内容です。1行目から2

行目の内容についてです。詳細な説明を受け、質疑を行い、慎重に審査しました、このように報告がありました。どのような視点で審査をされたのか、その詳細についてお知らせください。

総務文教常任委員長      どのような視点ということですが、この条例の改正となった根拠のことを伺いました。この条例の改正となった根拠ということで、町長のほうからは、審査委員会で出た審査の結果を基にこのように決定されたということで伺いましたけれども…。

すみません。審査委員会は職員と副町長が出席のもとで行ったんですけれども、その事例を基に行って、その結果をもって町長のほうで判断されたということで、町長の決定されたことを、真意をちょっと伺いたいという視点で伺いました。以上です。

8 番 田 代      審査委員会でいろいろと検討して、この懲戒処分の内容が出た。それについて皆さんで議論して、こういう方向性になった、そのように理解してよろしいんですね。

議 長      ほかに委員補足ありますか。

3 番 吉 田      どのような検討をしたかといいますと、まずいろいろな過去とか、それから他の市町の事例について審査しました。それについては、担当の課のほうからいろいろと例を出していただきながら審査をしました。それで、当該職員の処分について、その処分の結果について、町長からどのような、この自分の処分について、その根拠を伺いました。そういうことで、職員等の処分を考えると、自分としてはこのようなものが妥当ではないかというような、そういう思いを伺い、委員会としてはこのような判断をいたしました。

8 番 田 代      確認させてください。今の回答で、審査の視点ということで、過去の事例、これは多分コロナで寄診療所で一度ちょっと似たようなケースがあったんで、そういったものの処分、それとか他の市町村の事例、そしてそれを基に町長が結論を出した、そのようなことでよろしいわけですね。

3 番 吉 田      はい。

8 番 田 代      はい、分かりました。終わります。

議 長 ほかには御質問ありますか。

9 番 井 上 傍聴してはいたんですけども、今回の特別職の処分に対応する近隣の事例というものはどうだったのかをお伺いをしたいと思います。

また、この委員会報告書の最初にあります「再発防止に努め」のというところですけども、具体的にどのような再発防止策というふうに理解されて委員会報告書の中に内容として取り上げられたのか、お伺いをいたします。

総務文教常任委員長 近隣ではこのような事例はございませんでした。

それから、再発防止の視点なんですけれども、支出事務手続の遺漏がないよう、また支払期限等の確認を複数名で行い、国庫補助金の対象経費を含めた支払漏れが起こらないよう万全を期すということで、町側からございましたので、そのようにして信頼回復に取り組んでいただきたいということで、報告書に上げさせていただきます。

9 番 井 上 近隣の事例というのではないということだというふうに今説明がありました。が、大分近隣で大きな金額の事例もあったので、それについてはそういった対応がなされなかったのかなというふうに理解をいたしました。

2点目の部分はですね、先ほどの再発防止策というのは、これは職員に対応する部分であって、じゃ、それを任命責任、管理責任がある町長、副町長がどのように再発防止に務めるという具体的な委員会報告書としての考え方をお聞きしていますので、よろしくお伺いをいたします。

総務文教常任委員長 これは職員がやるものですけども、やはり全体を指揮監督していく町長等の管理責任をしっかりと行っていくということで、そのようなことが二度と起きないような責任を取って対応していくというお答えがありましたので、それは伺いました。

議 長 ほかには質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第37号松田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第37号松田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。